

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（行政・デジタル改革課）

一 趣旨

行政手続法の一部改正を踏まえ、公示の方法による聴聞等の通知について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置をとることによって行うこととする等の改正

二 内容

- (一) 公示の方法による聴聞等の通知の見直し
- (二) 規定の整備

三 施行期日

令和八年五月二十一日